

宅地化農地に係る計画策定等の期限延長申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

納税通知書

通知書番号

宅地化農地に係る計画策定等が、 年12月31日までの間になされないことについて、やむを得ない理由があるため、地方税法附則第29条の5第3項の認定を受けたいので、同条第4項及び横浜市市税条例附則第15条の3第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、 年 月 日までに、計画策定等に至らず確認を受けられないときは、地方税法附則第29条の5第9項の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税の徴収猶予を取り消され、 年度にさかのぼって徴収猶予税額(延滞金が加算された額)を納めることについては、了解しています。

所在・番付				付表	地目	地 積 m ²	計画策定等を 年12月31日までの 間に行なうことができ ない理由	計画的な宅地 化のために予 定している計 画策定等の区 分
町	丁目	本番	支号					
					の内 ()			
					の内 ()			
					の内 ()			
					の内 ()			

(注意) 1 この申請書は、地方税法附則第29条の5第3項の規定により 年12月
31日までに宅地化のための計画策定等がなされないことについて、やむを得
ない理由があることの認定を受けようとする場合に、申請者が宅地化農地の
所在する区役所に提出するものです。

2 この申請書は、地方税法施行規則附則第8条の3第2項第2号に規定する事実を
証する書類を添付して提出してください。

3 記入方法は裏面に記載しておりますが、不明な点は区役所にお尋ねください。

なお、御不明な点は区役所の固定資産税担当課にお尋ねください。